

◇自動火災報知設備の設置基準の見直し【平成 27 年 4 月 1 日施行】

※面積に関係なく、自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物又はその部分に下記のものが追加された。

令 別 表 第 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 項イ（旅館・ホテル等）</li> <li>・ 6 項イ（病院・診療所等）及びハ（6 項ロ以外の有料老人ホーム等）（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）</li> <li>・ 1 6 の 2 項（地下街）に掲げる防火対象物の部分で 5 項イ並びに 6 項イ及びハ（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）に供されるもの</li> </ul>
-----------------------	--

